

第11章 自己点検評価活動

1 自己点検評価活動のねらい

本学開学の平成14年8月に文部科学省は、中央教育審議会の答申を受け翌年の4月には改正学校教育法が施行された。これにより、大学・学部の設置認可等が大幅に弾力化された。一方、平成16年4月からは一定期間毎に、文部科学省の認定を受けた機関（認証評価機関）による認証評価を受けることが定められた。しかし、すでに平成14年度以降より財務評価を受ける大学も増えてきており、また、受験産業やマスメディアによる偏差値や就職状況等独自調査から算出して公表されている各種ランキング等の大学評価も盛んになってきた。

本学は、まさに大きな大学改革の波をもろに被る中で、新潟県が作ったはじめての公立大学としての自負を背に、新しい看護大学作りに取り組んできた。

ところで、大学評価の大きな目標は、長期的展望と広い視野から競争力のある大学を形成することにあるといわれる。換言すれば、大学の自己点検評価は、自分が帰属する大学の組織思考力をエンパワーメントすることを目標においた活動といえる。

新潟県庁所在地（新潟市）から150kmも離れた上越市に設置された小さな看護系単科大学であればなおのこと、本大学に求められる真のニーズに自主的・積極的に対応できる体制をもっていかなければならない。すなわち、自らの理念や目標に即して日常的に大学を評価できるシステムを有し、大学として“自己啓発が促される”ような「自己点検評価」活動を欠けない。先述もしたが、本大学は、怒涛の大学改革の真中に発足した。この当時は、教員のほとんどが大学改革の流れをふまえて、当大学自己点検評価して問題点を洗い出し、改善すべき問題を共有するといった一連の作業の必要を深く認識する“ゆとり”はなかったと思う。

大学の自己点検評価は、とても手のかかる“仕事”である。大学をとりまく個々の主体ニーズ（受験生、在校生、卒業生、保健医療福祉機関利用者、サービス/ケア提供者、住民、自治体、国等）は、一層多様になり複雑になっているからである。1年でも自己点検評価活動を怠れば更なる“大事”になる。

本学は、発足からわずか5年間に2回の自己点検評価を敢行した。その第1の理由は、自らの大学を俯瞰してみることで、大学改革のためのパワーを促す動機となる素材を教職員に提供すること、第2は大学運営システムの基軸になるものが、自己点検評価活動であることを全教職員が共有すること、すなわち、大学運営に参加する役割は教職員の主体的役割であることが了解されること。第3は、本学として、平成21年度までには経営面を含めた総合的な評価を認証評価機関において受けなければならず、その事前準備としてのスキルを獲得しておくこと、第4は、平成7年頃からすでに多くの大学が進めてきた外部の教員によるピア（peer）評価（相互評価）を計画・実施することを通し、全教職員がわが大学を客観視し、改善にむけて自己啓発される機会をもつことである。

2 第1回自己点検評価の要約

新潟県立看護大学自己点検評価委員会規程は、平成15年4月より施行された。平成15年度～平成16年度にかけて、教職員の研修を進め、その後半年をかけて、自己点検評価委員長（学長兼任）並びに各運営委員会委員長が中心になって、この活動の実務を担ってきた。自己点検評価の調査期間は、平成14年度～平成16年度10月までとし、報告書は平成17年1月に発行された。

以下に自己点検評価委員長が、今後の課題として提示した内容の要約を記す。

1) 理念・使命・目標について

- (1) 当該各年度において教職員が、教授会、各種運営委員会の執行計画と本学の理念・使命・目標との整合性を常に意識においた活動をすすめる
- (2) 新任教員のオリエンテーション研修に積極的に反映できる研修プログラムを準備する
- (3) 卒業生の生涯教育にあたり、本学の展望を積極的に伝える

2) 教員組織体制の見直しに関して

- (1) 教員の職位のアンバランスな配置の現状を積極的計画的に是正することを最大の課題とする
- (2) 看護研究交流センターの常勤教員（併任）配置の検討及び大講座制をモデルにした教育組織体制を抜本的に見直す
- (3) 教授会の構成員を講師以上とし、情報の精度化とスピード化を促す
- (4) 人事を含む将来計画を検討するために教授会に教授を構成員とする「特別教授会」を別に設ける

3) 教育課程について

- (1) 教育方針に沿ったカリキュラム編成に可能な限り近づける。Semester制やGPA制やオフィスアワー及び少人数制演習等の連関がシラバスに反映される。このことを認識し、教育内容を再度見直す必要
- (2) PBL チュートリアル学習プログラム導入の必要と組織的拡充
- (3) ゲストスピーカー、臨床教員制度の導入を積極的に進める必要

4) 学生の受け入れについて

- (1) 特別選抜30名の枠とセンター試験の比率に関する検討
- (2) 社会人選抜と編入学選抜の選抜基準についての検討

5) 研究活動について

- (1) 各種多岐にわたる学内教員相互の研究に関する自由な討論の場の常設を前向きに検討する必要

(2) 看護研究交流センター組織の見直し

6) 施設・設備

- (1) 図書館、食堂、各種教室、LL 及び IT 自習室等、学生が共有する学習空間のすべてにおいてスペースが小さく、学生にとって快適な環境とはいえない現状がある。これら施設・設備の改善に向けて確実な設計と計画を立てる必要
- (2) 図書館専任司書を1名から2名にする必要
- (3) 学生の自己学習を促すためにパソコン機材を入学生1人ひとりの手に。また、IT環境の更なる設備の必要

7) 学生生活への配慮

- (1) 大学開放時間の延長と学生自習室の整備
- (2) 奨学金貸与の充実
- (3) 学内禁煙ゾーンの拡大と禁煙教育の徹底
- (4) 後援会支援による学業生活の充実

8) 社会貢献について

- (1) 現任看護職者の研修のためのプログラム開発と実行
- (2) 大学間のジョイントプログラムの開発と実行
- (3) 地域固有の課題に拡大した地域課題研究の開発

3 第1回新潟県立看護大学自己点検評価に対する外部評価委員の意見

平成14年度に本学を設置するにあたり、設置者は県内外の有識者10数名からなる県立看護大学設立検討委員会及び大学設置の基本計画や運営のあり方を検討するための企画委員会をほぼ同時期に設置した。第1回本学の自己点検評価外部委員にはこの関係者や、文部科学省大学設置審議委員会委員として本学設置に関わりのあった関係者に依頼した。

外部評価委員には、平成17年2月上旬に書面審査及び現地調査に必要な提出書類を送付した。現地調査は同年の2月22日に行なわれ、当日はこの結果をふまえ、全教職員が講評を聴く機会を得たところである。

以下に外部委員会の意見書を示す。

平成 17 年 3 月 10 日

新潟県立看護大学長 様

外部評価委員

(委員長) 三重県立看護大学 学長 前原 澄子

自治医科大学 看護学部長 野口 美和子

上越教育大学 学長 渡邊



外部評価に係る意見の申し出について

平成 17 年 2 月 22 日貴大学において実施した、自己点検評価に関する外部評価の結果については、下記のとおりであります。

今後とも、貴大学教育の充実に向け一層の努力を期待します。

記

1. 理念・目的・目標及び組織運営体制

- 初期の教職員の意気込みが学生に伝わるという意味で、最初の勢いが大学の文化を作る。貴大学には大学院を持つという勢いが感じられる。
- 「地域文化に根ざした看護科学の考究」の使命に対して真剣に取り組んでいる。今後とも学部レベル、これから設置される大学院レベルの各々において一層の努力をされたい。
- 大学管理運営に最適な組織体として名実共に機能している大学組織図について再検討されたい。
- 教員の教育活動を客観的量的に分析・評価し、その結果を踏まえて教授、助教授、講師の教員配置を見直し、看護教員を充実させていく必要があると思われる。

2. 教育活動

- 綿密に考えられたシラバスが学生に公示されており、教員の教育に対する熱意が認められる。さらにシラバスに添った、教育内容の向上に努められ、適切な学生指導と学生評価がなされるよう期待する。
- 看護基盤科学講座のあり方の見直し、検討が必要と思われる。
- 編入学生のカリキュラムでは、資格付与に偏することなく、現在の計画されている以上に看護学を学ぶ基礎力を重視した内容になることを望む。

3. 教育研究活動

- FD 活動に熱心に取り組んでいるが、各々教員の授業評価の結果を踏まえて、教育内容向上の方策を組織的に取り組まれることを期待する。

4. 看護研究交流センター

- 行政に貢献できる研究を進め、大学から行政へのあり方に提言でき、受け入れられるような研究を進め、公立大学としての地域貢献をより前進させていく必要がある。行政機関との緊密なネットワークを築かれ、地域行政機関が求めている研究上の課題について協働的に参画されていくことを期待する。

5. 施設・設備

- 図書館の開館時間の延長、司書の増員等の充実が必要である。
- 教育環境の保全と質の向上に努力されているが、合同講義室及び学生食堂の整備・拡充が必要と思われる。

以上

4 第2回自己点検評価活動

1) 目的と方針

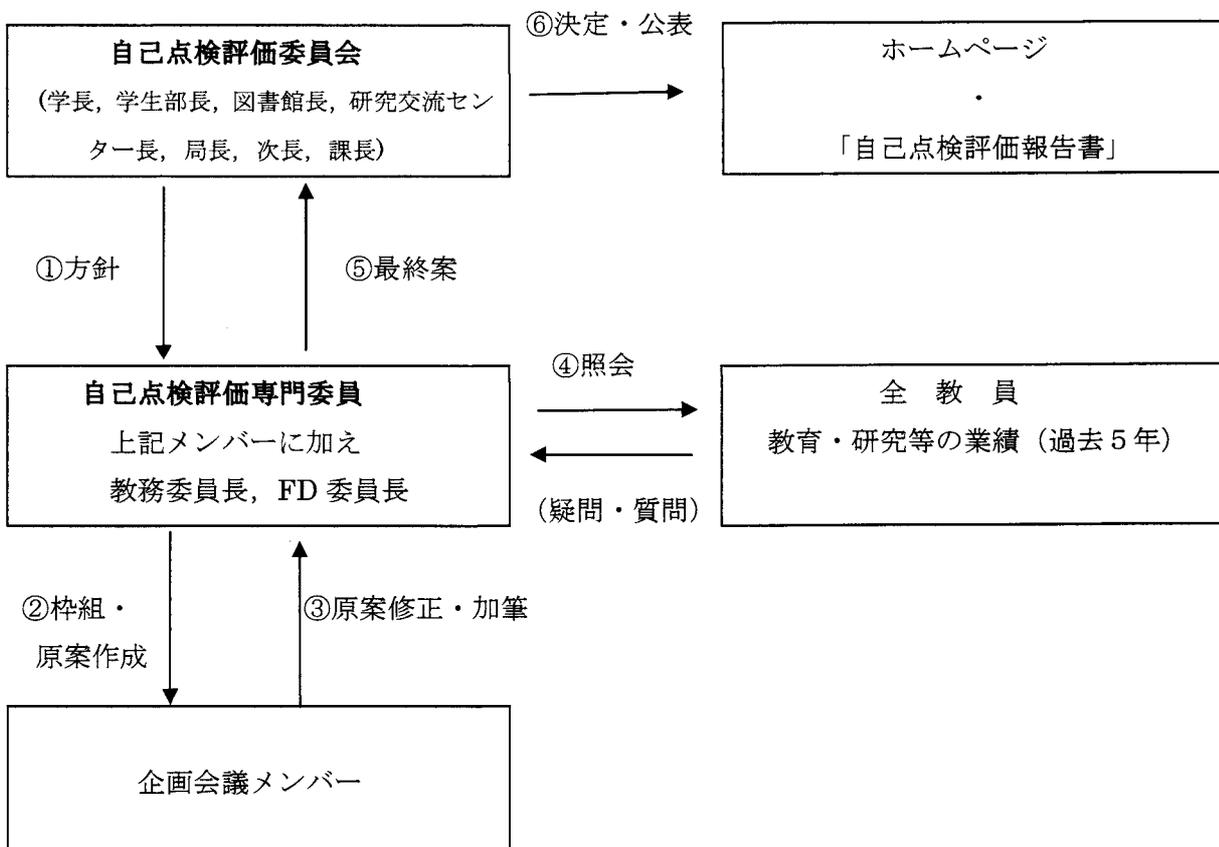
第2回の自己点検評価は、本学発足の平成14年4月～平成19年3月までの5年間を総括する活動である。この観点からみると、第1回の活動は本学運営の適切性に関連して本格的な自己点検評価活動に入る前の見当識を得る作業であったといえる。

今回の方針は以下の3点である。

- ①平成14年4月から平成19年3月までの学士課程に限定
- ②教員の教育研究活動等の業績は14年3月以降の5年間とする
- ③大学院研究科の自己点検評価は本学部の認証評価申請手続きと同時平行により進める。

2) 進め方

(1) 自己点検評価活動のための組織体制



(2) スケジュール

月	内 容
6月	「自己点検・評価報告書」の内容検討（自己評価委員会）
7月	
8月	「自己点検・評価報告書」の枠組み及び原案作り（自己評価委員会及び自己評価専門委員）
9月	企画会議の加筆修正及び全教員の業績
10月	原案Uドライブで公表 内容検討・照会
12月	「自己点検・評価報告書（案）」取りまとめ
1月上旬	報告書案をUドライブ上で公開 意見聴取
2月上旬	「自己点検・評価報告書」公表
3月上旬	外部評価

3) 自己点検評価項目の構成

平成16年度より各大学は文部科学省が認定した「認証評価機関」による認証評価が義務づけられた。その前後から日本看護系大学協議会は、看護学教育の特殊性を熟知した者によるピア・レビューとそれを実施できる認証評価機関設立の可能性を調査・検討している。平成18年度事業活動報告（日本看護系大学協議会、135 - 162 ページ、平成19年3月）では、一定の教育実績のある大学同志が実質的な相互評価を行ない、看護教育の向上をはかることを前提においた評価項目が検討されているが、以下は学士課程の評価項目として提示されたものである。

各項目には、それぞれに点検評価においてみる適切性の視点、評価すべき観点のポイント等が詳細にのべられている。

(1) 看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標の適切性
(2) 教育課程及び教育活動の適切性
(3) 入学者受け入れの適切性
(4) 学生生活への支援活動への適切性
(5) 教育を支える研究活動への適切性
(6) 教育研究上の組織の適切性
(7) 教員の業績評価の適切性
(8) 教育能力開発のための取り組みの適切性
(9) 施設・設備の整備の適切性

本学学部の自己点検評価の評価項目は、この試案内容と、看護系ではないがわが大学より1年前に公立単科大学として発足し、自己点検評価を2回にわたって実施している某大学の評価項目を参考にした。目次と各章の内容にそれが生かされている。

5 今後の課題と展望

本報告書は、本学学部学士課程に限定して作成された報告書である。しかし、大学院看護研究科に向けて平成16年度当初から設備してきた図書館の蔵書数の拡充や、IT整備の拡充、院生室及び学部生の自習室等の施設の整備など、本学の教育環境における5年間の改善内容は、本報告書に反映されている。

各章ともに提示された課題・問題点、改善方針の中には、平成19年度にはすでに着手されている内容もあるが、本報告書を通して、「現在」本学を取り巻いている様々な主体ニーズや課題・問題点を率直に受け止め、改善方策を進めるための適切なストラテジーについて共有し、組織的に行動する必要がある。

各章ごとにあげられている課題・問題点、改善方針を以下に整理する。

- 1章：専門科目を多く担当する看護系教員の充足、及び各教科科目をとりまく非常勤講師、ゲストスピーカーの充実ならびに臨地の臨床教員の「制度」のあり方の検討。
- 2章：大学運営に関する意思決定体制は、システムとしては整ってきたといえる。今後は、その運用に関する教職員の思慮や明敏な選択を促す組織力の構築が課題である。これも教員の充足なくしてかなうものでもない。教員の欠員の補充に関しては、大学と県側の協力体制に今以上に努力を重ねていく必要がある。
- 3章：入学情報と大学情報は、1つのまとまりのある情報として公開されてこそ、志願者にとどく情報になる。より一層のきめの細やかな情報サービスに努める必要がある。また、オープンキャンパスなど志願者へのニーズをふまえて再検討する必要がある。
- 4章：専任教員、非常勤教員の縦横の連携について、組織的に取り組める仕組みづくり。これに関連して、教員同志の組織的な話し合いが必要である。学内における実習の方法や教員間の支援方法についても再検討する必要がある。また、編入学生のバックグラウンドの変化をふまえた選抜方法のあり方や履修モデルを再検討する必要がある。
- 5章：キャンパス内、全面禁煙の方向に向けて検討していく必要がある。また、学生の健康相談・指導体制の整備及び就職支援に対するシステムティックな対応を一層進める必要がある。
- 6章：5領域10部門からなる教員集団の活動では、学生の考える力、事を進める力を促すために、教員は年度毎に教育内容を見直す中で教授方法に様々な工夫をしている。学会活動等、研究活動の成果も認められる。看護系教員においては特に共同研究や、現地への研究指導のウエイトが高いようである。教員の学内研究費には、競争力を伴う「学長特別研究費」及び看護研究交流センターからの「地域課題研究費」が、教員各々の科研費申請を活性化させている。
- 7章：教員の質を保証し、向上させるために開発されている学生の「授業満足度調査」の公開や活用のあり方についての疑義は少なくない。教員個々人の教育力を担保し、かつ、教育集団としての教育力を点検評価できるFD活動について今後ともに追求していく必要がある。
- 8章：看護研究交流センターにおける生涯教育プログラムは年々充実しているが、卒業生に対応

できる教育・研修、研究プログラムの開発が今後の課題である。また、看護研究交流センター独自の地域課題研究プロジェクト予算は年々縮小しているため、これに見合ったコンパクトな研究支援につき運営組織体制のあり方を含めた再検討を抜本的に進める必要がある。

9章：図書館の蔵書数は、大学院看護研究科設置と共に順調に配備されてきた。今後は図書館の質保証のためのソフトウェアシステムに一層の努力を必要とする。

10章：施設整備については、2つの階段教室の改修と転用及び食堂の拡張を最重要の課題として取り組んでいく必要がある。